

# 高砂市連合自治会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「高砂市連合自治会」(以下「連合自治会」という。)と称し、事務所を高砂市役所内に置く。

(構成)

第2条 本会は、高砂市内の各単位自治会長及び各地区連合自治会の役員をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、各自治会相互の連絡調整と円満な運営を行い、あわせて公正な市行政と相協力してよりよい郷土づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会運営に関する意見交換及び研究を行うため、各種会合を開催すること。
- (2) その他目的達成に必要な事業

(役員の数)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
会 計	1 名
監 事	2 名
常任理事	若干名
理 事	若干名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括し、かつ会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務一切を処理する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。
- (5) 常任理事は、理事会に付議する事項について調整するとともに緊急の課題を処理する。

(6) 理事は、本会の事務執行の任にあたるとともに、地区の意見を集約する。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会が推薦し、本会の相談役として、理事会に出席し、発言することができる。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長は、理事会で互選し、総会で決定する。

(2) 理事は、各地区連合自治会の正副会長をもってあて、そのうち会長を常任理事にあてる。

(3) 会計及び監事は、理事会の推薦により総会で決定する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とし、再選を妨げない。ただし、欠員により就任したものの任期は、前任者の残存期間とする。

(総会)

第10条 総会には、会員が出席するものとする。

2 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、又は会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時総会を招集する。

3 緊急を要する場合は、理事会をもって総会にかえることができる。

(総会の権限)

第11条 総会は、次の事項を付議する。

(1) 予算及び決算の承認

(2) 事業計画の議決

(3) 会則の制定及び改廃に関する事。

(4) その他重要事項に関する事。

(理事会)

第12条 理事会には、会長、副会長、会計及び理事が出席するものとする。

2 理事会は、必要に応じ、会長の招集により、その都度開催する。

3 理事会は、次の事項を付議する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 単位自治会（町内会）加入の承認

(3) 事業の執行その他必要なこと。

(定数)

第13条 総会は会員の、理事会は役員それぞれ過半数の出席で成立する。

(会計)

第14条 連合自治会運営に必要な経費は、会費その他の収入をもってあてる。

2 前項の会費は、毎年度、地区連合自治会から均等割と戸数割を徴収するものとし、その額は理事会で決定する。

(会計年度)

第15条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他必要事項)

第16条 この会則の実施について必要な事項は、理事会に諮り会長が定める。

附 則

この会則は、昭和50年4月1日から実施する。

附 則

この会則は、昭和56年4月23日から実施する。

附 則

この会則は、昭和56年10月27日から実施する。

附 則

この会則は、昭和59年5月26日から実施する。

附 則

この会則は、昭和63年5月28日から実施する。

附 則

この会則は、平成29年5月27日から実施する。